公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和6年度契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

令和5年12月20日

世田谷区

1 概要

(1)契約予定件名 補助金等業務の集約実施委託

(2)目的

区職員の業務がますます複雑化し、多岐に渡る中、区民に寄り添う相談体制の確立や多様な主体との連携強化、まちづくりの合意形成や地域防災などの区民の命を守るための取組み、またそれらを支える企画立案業務に、これまで以上に区職員の力を振り向ける執行体制を整えるため、職員が多くの時間や労力を費やしている内部事務や定型業務などを中心にアウトソーシングを取り入れることを目的とする。

外部委託を予定している各課の事業を領域横断的に集約し、まとめて委託を実施することで全体としてコストのスケールメリットを得るとともに、区民サービスの維持・向上や業務改善・効率化を目指すものである。

(3)業務内容

- ①エコ住宅補助金に関する申請・受付等業務
- ②資格賦課等に関する業務
- ③補聴器助成金に関する申請・受付等業務
- ④おむつ代助成・現物支給に関する申請・受付等業務
- ⑤入浴券支給に関する申請・受付等業務
- ⑥福祉サービス事業者第三者評価受審に係る補助金に関する申請・受付等 業務
- ⑦狂犬病予防法に関する申請・受付等業務
- ⑧ひとり親世帯家賃低廉化補助金に関する申請・受付等業務

上記以外の業務で、令和7年度または令和8年度に商店街補助金に関する申請・受付等業務、ハンズオン支援事業補助金に関する申請・受付等業務、民生委員改選事務に関する業務、狂犬病予防法に関する申請・受付等業務(業務範囲の拡充)、上記①~⑧に関連する業務、その他補助金関連業務、届出受付関連業務、入力、発送業務を追加する予定。

なお、上記①~⑧の業務について、令和7年度以降に業務内容を変更する場合がある。この場合は区と受託者で協議の上、業務内容を定める。

(4) 契約期間

契約締結日(業務ごと異なる)から令和9年3月31日まで各業務における契約締結予定日は以下のとおり。

- ①エコ住宅補助金に関する申請・受付等業務 令和6年5月1日
- ②資格賦課等に関する業務 令和6年4月1日
- ③補聴器助成金に関する申請・受付等業務 令和6年4月1日
- ④おむつ代助成・現物支給に関する申請・受付等業務 令和6年5月1日
- ⑤入浴券支給に関する申請・受付等業務 令和6年5月1日
- ⑥福祉サービス事業者第三者評価受審に係る補助金に関する申請・受付等 業務 令和6年5月1日
- ⑦狂犬病予防法に関する申請・受付等業務 令和6年5月1日
- ⑧ひとり親世帯家賃低廉化補助金に関する申請・受付等業務 令和6年 10月1日
- ※契約は各業務の所管課ごとに個別に契約する。
- ※契約は単年度ごととし、各年度における本事業に係る予算配当があり、かつ、令和7年度以降の契約については前年度の業務の履行状況が良好であることを契約の条件とする。
- ※令和7年度以降の契約について、委託業務の事務量及び必要人数等については、その都度協議する

(5) 契約形態

業務ごと担当課と個別契約(総価契約) 個別契約の金額は提案額を按分して決定する。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単独法人または 複数法人による共同企業体とする。

(1) 単独法人

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- ①世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- ③世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- ④都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を 滞納していないこと。
- ⑤一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格 I SO/ I SE 2 7 0 0 1 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム (I SMS) 適合性評価制度認証」を取得していること。
- ⑥平成30年度以降で、官公庁においてシステムデータ入力及び電話対応 業務を受託した実績を有していること。
 - ※官公庁には、公社・公団等のうち印紙税法別表第二に記載のある非課税 法人等及び、独立行政法人のうち財務大臣が印紙税を課さないと指定 したものを含む。
- (2) 複数法人による共同企業体

次に掲げる要件のすべてを満たす複数法人による共同企業体(以下「JV」という。)とします。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

- ①代表構成員及び構成員のすべてが前項(1)①~⑤の要件をすべて満たしていること。
- ②代表構成員または構成員のうち少なくとも1者が前項(1)⑥の要件を満たしていること。
- ③代表構成員が、本業務全体の統括を担う能力を有すること。
- ※単独法人として参加表明書を提出した後は、新たに代表構成員や構成員 としてJVを組成して応募することはできないこととする。
- ※ J V として参加表明書を提出した後は、新たに J V の構成員を追加したり、単独法人として応募したりすることはできないこととする。
- 3 提案書の提案者を選定するための基準 本案件では、提案書の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。
- 4 提案書を特定するための評価基準 提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。
- (1)業務実績の計画性
 - ・業務全体を正確に把握できているか
 - ・効率的かつ現実的な実施計画が立てられているか
- (2) 管理体制、同種・類似業務の実績
 - ・業務を安定的に遂行できる管理体制が確立されているか
- (3)業務を安定的に遂行する能力
 - ・迅速で柔軟な対応ができる業務体制が整えられているか

- ・業務に必要な知識・スキルを習得する研修計画が立てられているか
- ・正確なマニュアルや業務フローを迅速に確立できる仕組みが整っている か
- ・日々の作業の進捗管理について区への報告と連絡調整ができる仕組みが 整っているか
- (4) リスクとその対処方法
 - ・執務場所での情報保護等セキュリティ体制が優れているか
- (5)業務改善の提案能力
 - ・効果的な業務改善の提案ができるか
- (6) 見積金額の妥当性
 - ・提案限度額との整合性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区 政策経営部 経営改革・官民連携担当課 住所 〒154-8504 世田谷区世田谷 4 - 2 1 - 2 7 世田谷区役所第 1 庁舎 3 階 3 1 番窓口 電話 03-5432-2040 FAX 03-5432-3047 Eメールアドレス SEA02210@mb. city. setagaya. tokyo. jp

SEAUZZIUEMO, CITY, Setagaya, tokyo

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間 令和5年12月20日(水)~令和6年1月10日(水)
 - ② 交付場所上記(1)と同じ
 - ③ 交付方法 窓口にて配布、または世田谷区ホームページからダウンロード可(ホームページ内検索番号:207414)
- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ① 提出期限令和6年1月10日(水)17時まで必着
 - ② 提出場所上記(1)と同じ。
 - ③ 提出方法 持参または郵送
- (4) 質疑·回答
 - ① 質問受付期間令和6年1月12日(金)~令和6年1月19日(金)17時まで

※質問は電子メールで行うこと。

② 回答予定日 令和6年1月25日(木) 質問内容及び回答書は、参加表明者宛に電子メールで送信する。

- (5) 提案書、見積書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ① 提出期限令和6年2月8日(木)17時まで必着
 - ② 提出場所上記(1)と同じ
 - ③ 提出方法 持参または郵送

6 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区は一切負担しない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 有追加業務の調査・分析に関する業務(令和6~8年度まで) ※契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があり、かつ、前年度の履行状況が良好であることを契約の条件とする。
- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の 提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に5の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提 案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、業務の仕様については、 選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束 されない。最終的な仕様は、選定された候補書と区とで仕様調整を行 い、双方の合意により確立するものとする。

- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名 称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (15) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる.
- (16) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には

「労働報酬下限額」

が適用されます



工事請負契約の 技能労働者の場合

東京都の公共工事設計労務単 価の職種ごとの 85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1 時間あたり 1,230円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区 長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額 が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正 社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、 労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としていま す。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を 支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話:03-5432-2145~2152・2173・2435

FAX: 03-5432-3046

世田谷区 公契約条例





世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票	
経理課 (世田谷区役所第一庁舎 2 階 20 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約	
教育総務課	教育委員会の契約のうち予定価格が	
(世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	2 千万円未満の契約	

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通して その旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただ くことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額(1時間あたり)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,837円	潜かん世話役	4,240円	型 わく エ	2 , 9 2 2 円
普通作業員	2 , 5 4 0 円	さく岩工	3 , 6 1 3 円	大 エ	2,933円
軽 作 業 員	1 , 7 8 5 円	トンネル特殊工	3,294円	左官	3 , 1 3 5 円
造 園 工	2 , 5 2 9 円	トンネル作業員	2,859円	配管工	2 , 7 3 1円
法 面 工	3 , 2 2 0 円	トンネル世話役	3 , 8 7 9 円	はっ り エ	2,901円
と び エ	3 , 1 7 7 円	橋りょう特殊工	3,347円	防 水 工	3,485円
石 エ	3 , 1 4 5 円	橋りょう塗装工	3 , 3 2 6 円	板 金 工	3 , 2 6 2 円
ブロックエ	2 , 9 3 3 円	橋りょう世話役	3 , 9 2 1円	サ ッ シ エ	3,082円
電工	3,060円	土木一般世話役	3 , 0 7 1円	内 装 工	3 , 1 6 7 円
鉄 筋 工	3 , 0 8 2 円	高級船員	3 , 5 4 9 円	ガ ラ ス エ	3 , 0 5 0 円
鉄 骨 工	2,816円	普通船員	2,816円	ダ ク ト エ	2 , 7 5 2 円
塗 装 工	3 , 3 2 6 円	潜水士	4,814円	保 温 工	2,667円
溶 接 工	3 , 4 4 3 円	潜水連絡員	3,496円	設 備 機 械 工	2,699円
運転手(特殊)	2,944円	潜水送気員	3,400円	交 通 誘 導 員 A	1,902円
運転手(一般)	2,380円	山林砂防工	3,082円	交 通 誘 導 員 B	1,647円
潜かん工	3,411円	軌道工	5 , 5 3 6円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,470円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年3月14日告示によるものです。 適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。